

第1章 景観計画の概要

1 背景と目的

(1) 背景

① 国・県の取組み

国においては、国土を国民共通の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、「美しい国づくり政策大綱」を平成15年7月に策定しました。また、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」を制定し、平成16年12月に一部施行、平成17年6月に全面施行しました。

山口県においては、良好な景観形成を推進するための基本方針や施策の展開方向などを示した「山口県景観ビジョン」を平成17年3月に策定し、「美しいやまぐちづくり」の方向性を明確にするるとともに、市町の取組みに対する支援等を開始しました。

② 本市の取組み

本市においては、国や県の動向も踏まえつつ、本市の実情に即した独自の景観行政を進めることとし、平成17年6月1日に景観法の規定による「景観行政団体」となり、景観計画の策定を進めてきました。その過程で、まずは良好な景観形成を推進するため、市民、事業者、行政それぞれの責務を明文化し、市民との積極的な協働により景観まちづくりを進めることなどの基本理念を掲げた「光市景観条例」を制定しました。併せて、市民ワークショップやイベント会場への出店など、様々な手法により良好な景観形成に向けた周知や啓発を行いました。

こうした取組みを経て、このたび、景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」を策定するものです。

(2) 目的

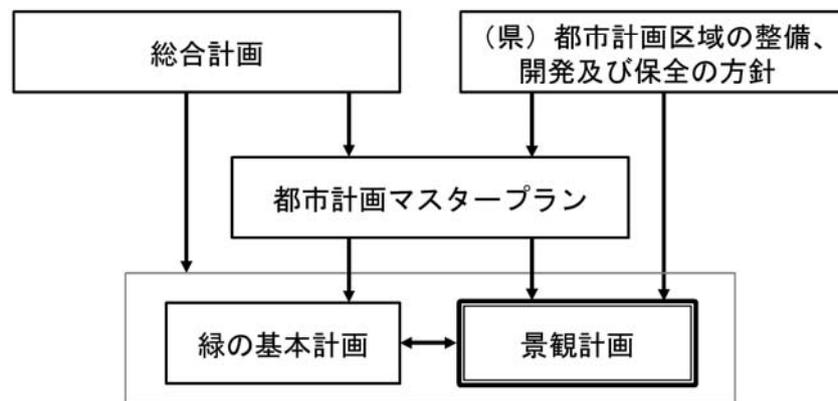
山・川・海の豊かな自然を守り次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、建築行為や開発行為などに対して、一定の規制誘導を行います。

あわせて、市民、事業者、行政が、良好な景観に対する意識をさらに高めるとともに、それぞれの役割に応じた主体的な取組みを行い、協働による景観まちづくりを推進します。

2 位置付け

景観計画は、本市の最上位の計画である「総合計画」に即するとともに、都市計画区域においては、県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に適合するものでなければなりません。また、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、本計画と整合したものでなければなりません。

なお、景観行政の推進にあたり必要な事項については、法の規定により本市の条例で定めるものもあります。



3 構成

本計画は、法の規定により定めるものとされている項目、定めるよう努めるものとされている項目のほか、良好な景観の形成のために必要な事項についても定めるものとします。

本計画の構成については、次のようになります。

